

なか一番全体も含めて、プールとかだけじゃなくて施設全体、体育館も含めて、なおかつ今後整備するとしたら総合運動公園、これらの指定も含めてお願いしたいというふうなことで、そこらについては工事終了後にすべきではないかなというふうに考えているところでございます。

○町田義昭議長 4番、大道寺 信議員。

○4番 大道寺 信議員 時間が来ましたので終わりにしたいと思いますけれども、ぜひ、先ほどもいろいろ申し上げたんですけども、市長としては、自分としてはわかりやすいとおっしゃるんですが、私どもなかなか理解できないところありますので、それについてはまたの機会にいろいろ議論させていただくと同時に、やっぱり市民の皆さんにきちっとわかりやすいようなことで、私らもちろんそうですけども、当局側としても説明をいただけますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○町田義昭議長 ここで暫時休憩いたします。
再開は、3時20分といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時20分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

鈴木悟司議員の質問

○町田義昭議長 順位9番、議席番号2番、鈴木悟司議員。

(2番鈴木悟司議員登壇)

○2番 鈴木悟司議員 3月定例会の一般質問に際して私の通告している質問事項は4点であります。市長以下、当局の皆様におかれましては、さきに質問された方と重複する部分もございまずので、簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げます。

我が国の農業は、農業従事者の減少、高齢化、景気の低迷による低価格志向も相まって農畜産物価格が低落し、農業生産額と農業所得は激減しており、農業・農村の現場は危機的状況にあります。このため国内の食糧自給率向上を目指し、国民に対する国産食糧の安定確保、国内農業の再生を図ることが喫緊の課題となっております。平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、平成22年度に戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上事業は今後の農業・農村のありように大きく影響を与える極めて重要な政策であると思います。

従来の水田経営所得安定対策は、面積要件などにより対象者を限定していましたが、兼業農家や家族経営、集落営農など多様な経営規模の担い手が育つ環境を整えるために転換されました。長井市の農業の現状では、担い手の方々が頑張っていることはもちろんですが、中小企業や建設業に勤めながら、朝仕事や土日に田んぼに行って農作業する兼業農家の方々が地域農業を支えてこられました。担い手を一気に出現させるのは難しいことです。兼業農家を後押しして担い手を育てていくことが現実的であると思うのです。将来、農業を主とする農家が育ち、持続的に発展させるようにならなければなりません。

特に米戸別所得補償モデル事業は、生産調整に協力し、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して国が所得補償金を直接支払います。水稻共済加入者または前年度の出荷販売実績のある農家が対象となっております。交

付単価である定額部分の10アール当たり1万5,000円は、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成になっているようですが、算定基準について農林課長よりお聞かせください。

直まき、有機栽培、特別栽培の場合は標準的な生産に要する費用と比べると収量や費用が違っています。レインボー認証米などもふやしていくには長井市独自の上乗せがなくてはふえていかないのではないのでしょうか。この点については、内谷市長のご意見をお聞かせください。

水田利活用自給力向上事業は、食糧自給率の向上のかなめとなるのは、水田を生き生きと活用して主食用米以外の作物の増産を図ることです。そのためには米の需給調整を効率的に進めながら、水田での麦や大豆の単収向上、不作付水田における飼料用、米粉用米の作付拡大などに取り組む必要があることです。長井市の場合ほとんどが水田に麦や大豆を作付してきたわけで、水田経営所得安定対策に基づき生産条件不利補正交付金（げた交付金）は引き続き交付されるようですが、これまでより助成金が減少するのではないかと生産組織が心配していますが、山形県や長井市として加算される部分はどれぐらいあるのか、農林課長よりお聞かせください。

特に新規需要米は10アール当たり8万円の助成があるわけですが、助成要件として、つくり捨てを防止し、需要に応じた生産を促進するため出荷契約を確認しなければなりません。飼料稲は実施される予定でいるようですが、パンやめんなどに利用できる米粉用、養豚などの配合飼料に利用できる飼料米、バイオエタノール燃料用米への取り組みはどのようになっているのか、農家個々が契約先を探すのは大変難しいことです。大量取引需要者が確保できているのか、農林課長よりお聞かせください。

中学校の保護者からは、「長井産の米粉を使った米粉パンを学校給食で出してほしい」との

要望がありますので、ぜひ実現できるよう米粉の生産について進めていただきたいと思います。この件については内谷市長よりお聞かせください。

2つ目の質問ですが、農地法の一部改正についてですが、平成21年6月の第171国会で成立、公布され、平成21年12月に施行されました。農地制度の見直しの概要は、耕作者の地位の安定と食糧の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを目指しているようです。

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保していくことは、国内の農業生産を増大し、食糧の安定供給を確保するためには必要なことだと考えます。ただ、農地を貸し借りしやすくして借りれる人をふやしたり、面的にまとまって借りられるようにするわけですが、今回の農地法の改定は、みずから農作業に従事する者か、農業生産法人にのみ農地に関する権利を認めてきた原則を外し、貸借については、農外企業を含めてだれにでも認めるようになりました。長井市は農業特区で全国に先駆けてNPOや企業の参入を認めてきたわけですが、参入企業の経営不振などで今後どうなるんだろうと思っている人は少なくないと思います。現在、長井市では農外企業の参入予定はあるのか、平成21年度までの農業生産法人の数と運営状況などについて、わかる範囲で農業委員会事務局長にお聞きします。

農業年金については、農業者の減少による農業者年金の今後の影響についてお聞かせください。議員年金のように、平成23年度には積立金が枯渇し、破綻が確実視されているようなことがないのか、お教えください。

それから、農業委員会委員選挙人名簿登録申

請書についてですが、農業者の方々から聞かれることがあります。「農業委員会委員の選挙は3年に1回しかないのに、なぜ毎年選挙人名簿登録を申請しなければならないのか」ということでした。法律で決まっているからしなければならないのかもしませんが、各地区の実行組合長が申請書を配布して各農家に書いてもらい、数日後にしっかり確認して回収しているようです。選挙もないのに何で集めなければならないのか、3年に1回でだめなのか、もっと簡略化できないのか、このまま続けなければならないのならちゃんと実行組合長に手当を出すべきではないでしょうか。選挙管理委員会の担当だとお聞きしておりますので、選挙管理委員会事務局よりお答えください。

3つ目の質問ですが、受動喫煙の防止についてお聞きします。

厚生労働省は、2月25日、受動喫煙の防止対策として、多くの人々が利用する公共的な空間での原則全面禁煙を求める健康局長通知を出しました。都道府県などを通じ施設管理者に対策を促すこととしたものであります。通知は健康増進法の規定の解釈の位置づけで、対象とする施設は、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、公共交通機関などで、受動喫煙防止は全面禁煙が原則としてあります。実現が極めて困難な場合は、当面の措置として、喫煙可能区域の設定などをした上で、将来的に全面禁煙を目指すように求めているようです。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書では、施設、区域において推進すべき受動喫煙防止対策として、国及び地方公共団体は全面禁煙とするべき施設、区域を示すことが必要です。国は、受動喫煙防止対策の取り組みについて進捗状況や実態を把握することが必要です。施設管理者及び事業者は、全面禁煙が困難である場合においては適切な受動喫煙防止措置を講

ずるよう努めることが必要だとされています。喫煙可能区域を確保した場合には、その区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように措置を講ずることが必要であります。従業員を健康被害から守るための対応について検討を深めることも必要だとしています。

長井市においては、学校の敷地内での禁煙や市役所内の禁煙、喫煙場所の設置など進めてこられたわけですが、今回の通知を受けて公共施設などで対応しなければならないことがあれば、このことについて内谷市長よりお聞かせください。

そして、市内の飲食店や旅館、ホテルなどへの指導は必要なのか、鉄道やバス、タクシーなど交通機関にはどのように対応していくのか、また野外であっても子供の利用が想定される公共的な空間では、公園などだと思いますけども、受動喫煙防止のための配慮が必要であることが示されています。このことについては健康課長よりお聞かせください。

4つ目の質問ですが、学校関係の寄附採納についてお伺いします。

毎年、南北中学校や各小学校、児童センターの保護者会などよりさまざまな寄附をいただいております。本当にありがたいことです。子供たちの活動のために皆様が集金されたお金を使って卒業記念品として各学校などにご寄附、備品の設置などをいただいているわけですが、本来であれば行政側でそろえなければならないものも多々あると思います。

ここ数年、長井市はお金がないから買ってもらえないと保護者も学校側も思っているのではないのでしょうか。各学校や児童センターからの要望や買いかえなければならない備品などのチェックをしていただき、予算配分をしていただきたいと考えます。このことについては大滝教育長にお伺いしたいと思います。

我妻議員からもありましたが、平成22年度に

は致芳小学校の創立100周年があり、平成23年度には長井南中、北中の創立30周年があります。私もすべての学校の周年事業は把握しておりませんが、各学校のPTAや後援会、同窓会の方々が周年事業に向けて子供たちのためにさまざまな計画を今から考えていらっしゃるようです。皆様のご厚意を受けるだけでなく、各学校からの相談も受けながら予算をつけるか、補助金の申請ができる大きな事業であれば一緒に考えていただきたいと考えます。このことについて内谷市長にお伺いしまして、壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木悟司議員のご質問にお答えいたします。

私の方が答弁させていただくのは4点だと思います。

まず最初に、食糧自給向上を目指す取り組みについての米戸別所得補償モデル事業についてということで、議員からは直まき栽培、有機栽培、特別栽培、レインボー認証米などをふやしていくには長井市独自の上乗せが必要なのではないかというご質問だと思います。これにつきましては、米の作付につきまして平成22年産米から所得補償がなされますので、市単独での助成は今のところ検討しておりません。直まき栽培のようにコスト低減を目指した取り組み、また有機栽培、特別栽培、レインボープラン認証栽培米のように消費者ニーズに即して商品の付加価値を高める取り組みは、ある面では経営者がリスクをとりながら導入を進めるべきものというふうに考えられますし、戸別所得補償制度によりリスク負担が多少緩和されると言えますので、差別化の取り組みの促進が一層図られることを期待いたすものでございます。

なお、地域としてまとまって取り組む場合は、農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援と

いうことで、特別栽培について10アール当たり6,000円、国、県、市が負担し助成するようになっているところでございます。

また、市民直売所が4月から開設になるわけですが、レインボー認証米またはレインボーの里からの認証については市民直売所に出荷いただいて直売所で販売もしくは仙台と大田区の方の小売店の方に取引をそこを通じて行うという考え方でございまして、そこに出していただいた場合はマージンの5%バックを今回の予算に計上させていただいておりますので、そういったことでレインボーの里から米あるいは認証米の拡大に推進するように考えているところでございます。

次に、2点目でございます。長井産の米粉を使った米粉パンを学校給食で出してほしいとの要望でございますが、議員からありましたように、本市の学校給食の主食は大部分ご飯です。これはすべて今まではご飯だったんですが、年11回ほどパン給食をしたらどうかという、保護者、PTAの代表、学校の代表でつくっております学校調理場の運営協議会の中でそんな意見が出されまして、11回ほどパン食になってるわけですが、米粉パンについては本市にある吉田製粉が加工した米粉を原料に用いまして県内の学校給食に供給されているということから、本市といたしましても米粉パン給食に現在も取り組んでおります。

回数は、20年度が1回、21年度4回となっており、22年度も21年度並みの計画をいたしているところでございます。ただし、原料が長井産かは定かではございません。原料の産地指定というのは現行制度では難しいと伺っているところでございます。当面できるのは県内産までということで、導入しての評判は非常に上々で、小麦パンと違ってぱさぱさせず、もちもち感があり、日本人の食感にマッチするとのことでございます。難点は、やはり価格差の問題でござ

いまして、給食費が1食当たり20円ないし30円高くなり、拡大への足かせとなっている状況でございます。なお、今後も現状の取り組みを継続しながら課題の克服に向けて努力する必要があると思っております。

なお、鈴木悟司議員からご指摘のあった川西のケースでございますが、これはJA川西で、これ町じゃないんです、JAで米製粉機を22年度導入予定だというふうに伺ってます。また、南陽市では21年度から吉田製粉からの求めに応じまして、りぞねっと、これは真室川の米粉めん製造ですね、分とあわせて13.3ヘクタール作付を仲介してると。県内の3分の1の面積だそうでございます。

これについては、南陽市はご案内のとおり米飯給食じゃないと、基本的に、でございます、パン食が多いことからできるのかなと。ですから長井の場合は長井の農家の米粉用の米の作付というのは、やっぱり年四、五回程度の量ではちょっと厳しいのかなというふうに思っておりますが、なお、生産団体あるいは農家戸別からも長井の給食に使っていただくようにやりたいんだというお話でもございましたら、ぜひご紹介いただき、農家の方とも検討しながら、どんな施策があるのか、検討してまいりたいと思います。

次に、3点目、厚生労働省から受動喫煙防止のため公共施設の全面禁止の通知が出たが、市としてはどう考えるかと、公民館の対応はということで、大変厳しい国の方の流れなのかなというふうに思っております。2月25日付、厚生労働省健康局長の通知、受動喫煙防止対策についてが3月2日に県より私ども市町村に通知がありました。通知の内容は、鈴木議員の発言にもありましたように、以前の防止策では全面禁煙と喫煙場所を特定する分煙が併記されておまして、仕切りが十分でない形だけの分煙が多かったために、2007年の国際会議で日本の分煙

は受動喫煙防止に効果がないとされまして、これを受けて公共的な空間は原則全面禁煙の方針とするものでございます。

不特定多数の市民が利用いたします公共施設38カ所のうち、20年4月現在で敷地内または施設内禁煙としているものが28施設でございましたが、今後は基本的に公共施設は禁煙とし、喫煙場所を設ける際も受動喫煙が生じない場所に設定する対応が必要と考えます。公共施設の中でも市民と密接なつながりがあり、利用者も多い4地区公民館と市民文化会館が分煙方式となっておりますが、こちらも基本的に禁煙に見直していく必要があるのかなと考えております。ただし、利用者とのかかわりもありますので、公民館の運営協議会で議論していただき、禁煙の方法等も含め方向性を出していただき、切りかえていただきたいというふうに思っております。

市の方も、特に市民の皆様の来庁者の喫煙所が庁舎前の駐輪場の中ということになっておりますので、これらについては考えなきやいけないというふうに思っております。

なお、あそこの喫煙場所については、長井市内のたばこ小売業組合の求めに応じてあそこに設置したと、できるだけ目立つところに置いてほしいという、私たちも市のたばこ税1億8,000万円に一生懸命貢献してますという要望に応じてしたところでございますが、これはたばこ組合の皆様ともご協議させていただいて理解を求めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、学校関係の寄附採納についてでございます。南北中では平成23年度、創立30周年に向け記念事業を準備しているようだが、市の予算措置や補助はできないのかという点でございます。

学校関係の寄附採納につきましては、卒業生の皆様から記念品や、あるいは地域の方々から温かい志をちょうだいしているということで深

+

く感謝申し上げたいと思います。周年事業に係る件につきましては、さきの我妻 昇議員の質問にもお答えしておりますけれども、周年事業の中で保護者の皆さんや後援会の皆様、そして地域の皆さんがよりよい環境の中で地域の子供たちが育ってほしいという願いが込められたものであると考えておりますので、ありがたくお受けし、その期待にこたえられるような学校教育の充実を期さなければならぬと思っております。

周年事業に対して予算措置や補助ができないかという質問でございますが、南北中は昭和57年4月の同時開校以来、23年度に30周年になるということでございますが、これまでの周年事業を振り返ってみますと、10周年、15周年、20周年事業で市で助成し記念事業を行った経緯があるようです。ちなみに10周年250万円、15周年75万円、20周年20万円となっておりますが、25周年、これらについてはゼロということで、ほかの小学校についても全く今は支援してないということでございます。

また、今回の一般質問で多くの議員からご指摘がありましたように、財政が少しぐらいよくなったからって大盤振る舞いするなというようなご指摘でございますし、集中改革プランからいったら、こういった事業はまた違った形で必要な学校整備は年次計画を立ててやっております。また、この10年間なかなか整備ができなかった部分については、20年、そして今年度で国からのお金の約46%、2億8,000万円ぐらいを投じてとりあえず集中的にやらせていただいた。ただ、まだまだやっぱり要望にこたえられない状況でございますので、これらも少しぐらいよくなったからということでもう大盤振る舞いすることなく、理解を求めるようお願いして計画的にやっていきたいと、これが基本的な考え方でございます。

30周年においても予算措置や補助をとというこ

とでございますが、南北中学校創立からまだ日が浅く、学校施設整備においてもまだまだ不十分なところがありまして、当初は多額の助成をしてきたと思います。現在ももちろん不十分なところはあると思いますが、創立30周年となり、新しい学校というイメージはなくなりつつあると思いますし、市内小学校の周年事業には補助をしてないこと、また、近隣のまちでもそうした例がないようであること、補助制度については行政改革の一環としてかなりの見直しを進めてきたことなどを勘案すれば、非常に難しいかなと思っております。

いずれにいたしましても、行政で手だてをしなければならぬものにつきましては、PTAや後援会の皆様のご厚意に限らず手だてをしていかなければなりませんので、教育委員会を通して学校と相談しながら適切な整備を図ってまいりたいと考えております。また、周年事業は学校主体ではなく実行委員会組織で実施されるわけでございますが、歴史を刻み残す区切りであり、意義のあるものと考えておりますので、それぞれの学校でおのおのご検討いただいて実施していただければありがたいというふうに考えております。

なお、学校の施設整備、環境整備については、今後ともおくれた分を取り戻すよう、できるだけ早く対応できるように努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 鈴木悟司議員の方からは、学校では財政が厳しいということで我慢してきている、必要な備品は教育委員会でチェックしているのかというご質問ですが、お答えをしたいと思います。

各学校に必要な備品とか施設整備改修などについては、毎年、各学校の方から、またPTAの方から提出してもらって優先度、緊急度の高いものから予算の範囲内で対応してきていると

ころですが、財政が厳しい中で学校の要望に十分にこたえられない状況が続いております。現在も厳しい状況は同じなわけですが、昨年度から国の経済対策等の臨時交付金があり、学校関係にも予算配慮をしていただきました。

具体的には、小学校の耐震診断業務1,684万6,000円を始めとし、小学校のプール改修事業464万6,000円、暖房器更新事業200万7,000円、長井小学校第1校舎改修事業480万円、地デジ対策事業455万円、長井小第1校舎屋根改修、致芳小の多目的ホール改修、豊田小の多目的ホール改修などで856万3,000円、そしてこのたびの3月補正で予算化しております事業関係で2,242万3,000円を合わせますと、7,985万円を学校整備関係として充当していただいたところです。

これですべてというわけではありませんが、近々の課題として今年度まで学校から要望のあった課題の多くを対応していただいたというふうに考えております。まだ今回の臨時交付金で対応し切れなかった備品についても、先ほどから市長からもありましたけども、計画的に更新等を図るべく予算要求をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○町田義昭議長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

戸別所得補償モデル事業におきます10アール当たり1万5,000円の算定基準はというふうなご質問でございますが、これは標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成となっているところでございます。

具体的には、14年から20年産米の生産費統計におけます経営費プラス家族労働費の8割の7年中庸5年ということですので、最高、最低を対象外とした5年平均ということになりますけれども、その60キログラム当たりの額が1万3,703円になっております。その額から標準的な販売価格、18年から20年産の平均が60キ

ログラム当たり1万1,978円というふうになりますので、その差額1,725円、この1,725円を10アール当たり収量、530キログラムであります。で換算いたしますと、10アール当たり1万5,238円となり、1万5,000円と決定されたものでございます。

この額につきましては、全国平均に基づきまして算出されました全国一律の助成単価となっております。これに対しまして山形県の60キログラム当たり米生産費といいますのは、全国比較で、19年産であります。北海道に次いで2番目に低いと、全国平均の8割となっております。というふうに言われているところでございます。

続きまして、これまでより助成金が減少するのではないかと生産組織が心配されてると、山形県や長井市として加算される部分はどれくらいあるのかというふうなご質問でございますが、新しく水田利活用自給力向上事業というふうなことで、転作に対する交付単価につきましては、やはり全国統一単価になったところであります。10アール当たりの交付単価につきましては、麦、大豆、飼料作物が3万5,000円、新規需要米、米粉用米、飼料用米等になりますが、これが8万円、それからソバ、菜種、そして加工用米が2万円、野菜、果樹、花卉が1万円から2万円となっているところであります。

これに対しまして山形県の激変緩和に基づく加算措置というふうなことであります。また国との調整中というふうなことであります。最終決定ではないというふうなことがあります。麦、大豆の生産組織に対する加算が10アール当たり4,000円、ソバの生産組織に対する加算が3,000円などとなっているところであります。さらに県独自の助成というふうなことで、ソバについて10アール当たり1,701円、さらに水田経営所得安定対策加入の担い手に対しましては、品質に応じまして1俵45キロになります。

が、当たり約3,000円から約6,000円の助成措置が講じられるということになっております。

激変緩和措置を加味いたしますと、本市の転作主力作物である麦、大豆、飼料作物につきましては、21年の産地確立による交付実績に達するというごさいます。一方、ソバについては、交付実績を下回る状況であります、県単独の上乗せが原則にあったというふうなところでございます。

なお、市としての独自助成につきましては、ございませぬ。

それに対して新規需要米の取り組みについてでございますが、米粉用米、飼料用米、バイオエタノール燃料用米の取り組みはどうなっているのか、大量取引実需者が確保できているのかというふうなことでございませぬが、米粉用米など新規需要米におきまして長井市内の取り組みは、21年産におきまして米粉用が0.3ヘクタール、それから稲発酵粗飼料が13ヘクタールとなっていてございませぬ。新規需要米の助成金は10アール当たり8万円となりますが、いろいろ克服すべき課題がございませぬ。例えば米粉用米では、まだ大量取引実需者が確保できないということで、全地区一斉の取り組みが困難になっております。また、収穫調整出荷に当たりましては、厳密な区分が求められるという難点もございませぬ。

それから飼料用米につきましては、JAによりまして、えさ入れ需要、それから配合飼料の原料として取り組みが開始をされようとしている段階でございませぬ。バイオエタノールの方につきましては、取り組み事例は具体的に現在のところ出てないところでございませぬ。取り組みの初期でございまして、JAの試算によりますと、販売収益につきましても、まだ米粉用米は10アール当たりで4万2,000円と低いと、飼料用米になりますと1万4,000円から1万9,000円とかなり低いと。助成金8万円をもらいまして

も、経営費を控除いたしますと、米粉用米で3万3,000円くらいということで、大豆とか加工用米だけの水準になってしまうというような状況です。飼料用米につきましては、10アール当たり1万6,000円から2万3,000円というようなことで非常に所得が低いというような状況で、現段階におきましては積極的な取り組みは難しいと判断いたしているところでございませぬ。

なお、米粉用米を活用いたしました商品開発による需要拡大というのは、今後とも必要になってくると思われませぬし、可能性はあると見ておりますけれども、具体的にいろいろ紹介事例を見ますと、米粉用米を加工食品として輸出する取り組みが出てきております。秋田県大潟村におきましてグルテンフリーライスパスタというふうな商品の取り組みがありますが、これは小麦アレルギー対策として海外で需要が見込まれているというふうなことから売り込みを図っている状況であります。そのほか山崎製パンにおきまして新潟での米粉使用パン製品の開発などが取り組まれておりますので、そういった取り組みが軌道に乗れば需要もふえてくるのではないかなと思っている次第です。

私に与えられた質問につきまして、以上にかえさせていただきます。

○町田義昭議長 飯澤常雄選挙管理委員会事務局長。

○飯澤常雄選挙管理委員会事務局長 農業委員会委員選挙人名簿の登載にかかわる部分のお問い合わせでございます。私の方から答弁いたします。

農業委員会委員選挙のない年においても選挙人名簿を登載申請書をお送りいたしまして申請をいただいております。このことは議員のご質問の中にもありましたように、農業委員会等に関する法律、こちらの方の法律並びに施行令に基づきまして毎年お願いをしなければならない、実施をしなければならないということでござい

ますので、ぜひご理解いただきますようお願い申し上げます。

現在、登載申請書の各世帯への配布と回収、それから農業委員会への届け出、選挙管理委員会に来る前に農業委員会を経由してということになっておりますので、農業委員会の届け出に当たりますとは、各実行組合長さんにお骨折りをいただいているところでございます。回収率も非常に高く、ほぼ100%ということございまして、ご協力に感謝を申し上げますところでございます。

実行組合長さんに手当を支給したらどうかというご質問でございますが、この農業委員会の委員選挙人名簿の登載、申請書の配布・回収、これにかかわる部分のところでの手当ということは考えてはおりません。これまでどおりの形で今後ご協力をいただければ大変ありがたいというふうに思うところでございます。よろしくようお願い申し上げます。以上です。

○**町田義昭議長** 渡部政明農業委員会事務局長。

○**渡部政明農業委員会事務局長** 鈴木悟司議員のご質問にお答えいたします。

農地法の一部改正について、農外企業の参入での影響について、長井市に農外企業の参入予定があるのかでございますが、現時点での長井市への企業参入については、まだ承知してないところです、出てきていない状況でございます。事務局への相談もございませんので、具体的な影響については今のところわからない状況でございます。

ここで企業参入の際の長井市農業委員会としての対応等について少しご説明させていただきたいと思っております。

なお、鈴木議員が述べられました内容と重複する部分があると思っておりますが、ご了承いただきたいと思っております。

改正農地法については、昨年通常国会で審議されまして、6月17日に可決成立しているところ

です。その1週間後の6月24日に公布されました。その後、昨年12月15日に施行されたものでございます。このたびの改正は、1つは、農地の減少を食い止め、農地の確保を図ること、2つ目は、農地を貸しやすく、借りやすくし、農地の効率的な利用を図ること、この2つが大きな改正点であります。その中で農地法の目的が見直されました。所有から利用というふうに自作農主義から農地の効率的な利用を促進する考え方に改められました。また、農地を利用する者が拡大され、会社・企業が農地を借りられるようになりました。ただし、所有権の取得はこれまでどおり農作業に常時従事する個人、農家の方と農業生産法人に限られています。

このように改正されたことにより、長井市農業委員会としても会社・企業参入の門を閉ざすことはできません。企業・会社が参入手続の段階で農地法処理基準に基づきまして審査が必要となってきています。その中で、1つ、権利を取得するものが農業経営に供すべき農地のすべてについて効率的に利用して耕作すると認められない場合、これらはみずから効率的に利用、耕作しないで他人に転売したり、貸し付けたり、効率的に利用せず保有するために権利を取得しようとするのを防止するためのものです。

2つ目は、権利を取得しようとする者が取得後に耕作等の事業の内容、農地の位置から見て農地の集団化、農作業の効率化、そのほか周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがある場合、具体的には、地域との調和要件5項目が重要な審査対象となります。1つ目は、利用の分断であります。2つ目は、農業水利の阻害、3つ目は、無農薬栽培等が困難、4つ目は、特定品目の生産を阻害、5つは、極端に高額な借賃の設定で周辺の農地の借賃に著しい引き上げなどございます。また、許否の判断に当たっては現地調査が必要となってきます。この現地調査は、農

+

地法第3条、許可申請のすべての事案に行うこととなります。ただいま申し上げましたような事項に留意しながら業務の執行に努めなければならないと考えているところでございます。

2つ目の農業生産法人の状況についてでございます。現在、長井市の農業生産法人数と運営状況についてお答えいたします。

3月1日現在の市内の農業生産法人数について申し上げます。農業生産法人数は8団体であります。なお、運営状況、経営内容になるわけですが、農作業の受託、農作業の共同化、施設園芸などで、農地面積規模で申し上げますと、約4ヘクタールから50ヘクタールほどであります。また、鈴木議員からもありました構造改革特別区での参入は、特定非営利活動法人と、あと有限会社の2団体でございます。また、今のところ法人組織化に向けての事務局への相談は受けてないところでございます。

3つ目の農業者の減少による農業者年金の影響についてお答えいたします。

農業者年金制度は、昭和46年1月に賦課方式で発足しましたが、農業従事者の減少や高齢化など農業者の担い手不足が進展し、加入数の減少などで農業者年金財政が急速に悪化いたしました。このため平成14年1月に、その時々の加入者数に左右されにくい長期的に安定した制度として加入者みずから積み立てておく積立方式に改正されたところでございます。

このようなことから農業者減少による農業者年金への影響は少ないものと考えられます。農業者年金は制度的には安定したものになりましたが、制度の普及、定着を広範に進めながら、できるだけ多くの人に参加していただくことが極めて重要であります。全国的に10万人を達成するという目標に向けて平成19年度から早期達成3カ年計画に取り組んでまいりました。今年度平成21年度、長井市は農業委員による9月から12月までの間、戸別訪問で6人の新規加入目

標を達成したところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 中井 晃健康課長。

○中井 晃健康課長 受動喫煙の防止に関しまして、飲食店やホテルなどへの指導はどうかとの質問にお答えいたします。

受動喫煙防止の基本になっております健康増進法では、施設を管理する立場の人が受動喫煙の防止策を実施するとなっております。このため原則的には事業主の自主判断で行っていただくというものになっております。

これまで市としましては、広報等により呼びかけまして啓発等を行ってまいりました。保健所と一緒に取り組み事業所の紹介等を行っているのがこれまでの取り組みでございました。今回の通知につきましても、市の方の指導といったものの方針が特に変わっておりませんので、十分な分煙体制になっているのかを各事業所ごとに自主的に確認していただきまして、必要に応じて見直しをお願いする、並びに紹介をさせていただくといった取り組みを考えております。ただし、飲食店等にとりましては、禁煙というのは利用者数に大きな影響を与えるという要素がございます。経済的に極端な落ち込みを招いたりしないような形で取り組みの協力を呼びかけていく必要があるのかなというふうに考えております。

また、喫煙につきまして正しい理解をしていただくために、保育所、小中学校、高校等の要請に応じて、禁煙教室を市の方で行っております。大人の喫煙を見まして不用意に子供の喫煙につながらないような形で禁煙教室を行っておりますが、これからも続けていきたいというふうに考えております。

もう一つ、質問がございました鉄道やバス、タクシーも含まれるのではないかという点につきましてですが、このたびの通知の中身を見ますと、健康増進法第25条に規定されている施設

の中で、その他の施設というのがございますが、その他の施設の解釈が明確になっております。その解釈の中で、鉄道車両、バス、タクシー、航空機、船舶も含むとされましたので、ご質問にありました乗り物につきましては、すべて施設と同じような扱いになるというふうに考えております。

また、最後に質問がございました野外の中で特に子供の利用のある施設についての取り扱いでございますが、長井市の場合、あやめ公園、つつじ公園、古代の丘あるいは白兔森林公園、不伐の森といったところが、もう一つ、河川公園もございますが、子供たちの利用がある施設に考えられます。これらにつきましても同じように公共施設でありますので、公共施設の考え方に準じまして禁煙の対策が必要ではないかというふうに考えております。

○町田義昭議長 2番、鈴木悟司議員。

○2番 鈴木悟司議員 ちょっと多く質問してしまいましたけど、特に米の戸別補償、あと米粉の部分なんですけども、ことしは特にいろいろ調整が入った段階で加工米の枠がとられてたもので結構加工米に皆さんが移ってるような傾向があるということで、なかなか大豆とかソバとか、そういうふうのよりも何とかやっぱり米の方がいいだろうと皆さん思っているようです。

ただ、やっぱり給食なんかには米粉を使ったパンが欲しいとか、これからそういう部分、新規需要の部分の米粉という部分をちょっと早目に長井市としても取り組んでいただきたいなというふうに思ってます。せっかく市内にも吉田製粉さんなり、そういう業者がおられますので、全く後からよりも、やっぱりいかにある程度先に取り組んでみて、そしてどれぐらいの需要があるとか、ぜひ、お母さんたちからは、「月に1回パンとかでなくて毎週パン1回だっていいべ」というような話もございます。パンはちゃんと米粉も入ったパンですので、恐らく農家

からもそれはご理解いただける政策なのではないかなと思ってるんですけども、その辺、市長、どうですか。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 経済再生戦略会議の中に、実は連携型工業開発のところ吉田製粉さんには昨年度から入っていただいております。そういった米粉のパンについても吉田さんだけだということをお聞きしてまして、ぜひこれは生かしていきたいというふうに思っております。

あと、やはりお母さん方からそういった給食でパンをといるお話があったんですが、学校の調理場の運営協議会の中でご議論いただいておりますので、市の方でこれをしなさいということではないんですね。あくまでも自主的に、料金もその協議会で決めておりますので、週1回ということになりますと、20円から30円高くなるということですので給食費にも関係してくるということから、ちょっとこの辺は学校給食共同調理場とも打ち合わせをしていきたいと。

あとは、行政の方でそういった働きかけなんですけど、これはぜひやっていきたいというふうには思ってますが、ご案内のとおり農林課は本当に大変です。国がどんどん政策変わってくると。見えない形なんですけど、職員の事務量たるものはすさまじいものがありまして、ですから本当にこれは困ったことだなと。本来の行政ができないと、しかし、職員をふやせない。これは本当に深刻な状況だと思っまして、やはり農協と連携をとりながら農家の指導も行っていくべきだなということで、検討をさせていただきますと思います。

○町田義昭議長 2番、鈴木悟司議員。

○2番 鈴木悟司議員 ありがとうございます。南陽市あたりも平成20年度から取り組んでいるというところで、今の段階で0.3ヘクタールしか取り組んでないという現状ですので、もうちょっとやっぱりある程度、パンだけじゃなくて

+

うどんなんかもあるわけですので、いろいろチャレンジをしていただきたいなというふうに思っています。

学校の周年ですけども、我妻議員からもありましたけども、10年、15年、20年とだんだん減らされて、25周年にはゼロだったということもありますけども、まるつきり市から助成をくださいということでもないので、後援会なりPTAなりで今までためてきた分とか結構南中なんかもあるようですし、ただ、それだけでなく、せっかくする事業ですので、まだ平成23年度ですので、それに対して、もしコミュニティの宝くじとかサッカーくじですか、とかそういうのに申し込んで対応できるかどうか、そういうことをぜひ行政側からアドバイスをしていただきたいなというふうに、そしていろいろ話をして、せっかくつくっていただける施設に対してもうちちょっといいものができればいいのではないかなと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

時間もあれなので、最後、学校整備で気づいたところがあったので、ちょっと一言だけ。

きのう長井小学校、北中、南中、ちょっと回ってみました。穴ぼこというやつですね、学校前の穴、道路ですと穴ぼこがあると、そこに車が昨年も補償問題になってましたけども、長井小学校は3カ所、北中2カ所ですね、南中ですけど、15カ所以上穴ぼこがあいてます。南中はひどいありさまですよ、玄関前などはよくここで車が壊れないなと思うくらいの状況になっております。子供が夜なんかあそこで転ぶんじゃないかとか思っていますけども、その辺をもし、卒業式もうすぐありますし、早急に直せるのか、管理課長でいいですか、教育長ですか。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今、長小、南中、北中の敷地内のアスファルトに穴があるというようなことですが、なお、管理課施設整備係の方でも確認

をしまして対応していく方向で検討したいと思います。

○町田義昭議長 2番、鈴木悟司議員。

○2番 鈴木悟司議員 以上で終わります。ありがとうございました。

散 会

○町田義昭議長 本日はこれをもって散会いたします。再開は8日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時21分 散会